

新型コロナウイルス感染症の療養期間につきまして

- ・発症日を0日として7日間経過していること
- ・解熱剤を服用しなくても24時間以上継続して解熱していること
- ・咳などの呼吸器系の症状が軽快していること

※ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の自主的な感染予防行動を徹底してください。（東京都webサイトより抜粋）

上記を鑑みまして、発症後8～10日目での患者様につきましては、受診理由を問わず当院発熱外来にて抗原検査で陰性を確認後、一般外来での診療とさせていただきます。感染拡大防止のため、ご協力をお願いいたします。

2022.9.7

院長